

第3章 環境の保全と創造に向けた施策

◆各施策の見方

第3章の各施策は、次の構成で記載しています。

【基本目標、施策の方針】

p.20 に示した「基本目標」と「施策の方針」を記載しています。

【施策】

施策ごとに、「現状と課題」、「施策の方向」、「施策（取組）の内容と主な事業」、「環境指標」、「市民・市民団体・事業者」に期待される役割」を示しています。

3.3 基本目標3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち

方針3-(1) 公害のない環境の維持

施策3-1 大気汚染の防止

◆現状と課題

■現状

- 国では、大気汚染防止法に基づき、工場ばい煙等に対する対策がとられています。
- 建築物解体工事の増加によるアスベスト[※]飛散事故の未然防止に備えて、令和2(2020)年6月には大気汚染防止法が一部改正されました。
- 東京都では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「東京都環境確保条例」という。)に基づき、平成15(2003)年からディーゼル車規制等の対策が進められました。
- これらの対策の効果や低公害車の普及などにより、二酸化窒素(NO₂)や浮遊粒子状物質(SPM)[※]など主要な大気汚染物質の濃度は低下しており、大気環境の改善が進んでいます。
- 東京都は、粒子が非常に小さく、人の呼吸器系等への健康影響が懸念されている微小粒子状物質(PM2.5)について、市内1箇所(一般局)で常時監視を実施しており、令和元(2019)年度は環境基準[※]を達成しています。
- 市では、市内2箇所において浮遊粒子状物質(SPM)や二酸化窒素などの大気汚染物質の濃度の常時監視を行っており、令和元(2019)年度は光化学オキシダント[※]を除き、いずれの項目も環境基準を達成しています。
- 多摩中部地域における光化学スモッグ[※]注意報の過去10年間の平均発令日数は、5日程度となっています。
- 調布市では、関係法令に基づき公共施設の増改築、改修に伴う解体工事におけるアスベスト飛散防止対策を行っており、民間建築物の解体などに対しても、解決方法や発生した廃棄物の適切な保管及び廃棄を指導しています。
- 近年、飲食店などから排出される臭気や野焼きによる臭気に対する相談が寄せられています。
- 令和元(2019)年度市民アンケート調査では、「大気汚染の防止」に関する重視度は、上位に位置しています。

■課題

- 市民が望む安心して暮らせる生活環境を維持するため、今後も国や東京都と連携しながら大気の状態を引き続き監視していく必要があります。

【現状と課題】

「現状」には、施策に係る調布市の環境の現状や、国・都・市・市民団体等のこれまでの取組の動向を示しています。

「課題」には、現状を踏まえた当該施策に係る課題を示しています。

【施策の方向】

施策の基本的な考え方を示しています。

【施策（取組）の内容と主な事業】

施策の成果向上を図る取組の内容を示しています。また、施策（取組）の内容に関連して、計画期間内に取り組む主な事業と、事業を所管する担当課を一覧表で示しています。

◆施策の方向

事業活動、自動車排出ガス等に起因するばい煙・粉じん、微小粒子状物質（PM2.5）等の監視を行い、大気汚染や悪臭の発生防止に向けた指導を継続します。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■事業活動に伴う大気汚染の防止

工場・事業場由来の窒素酸化物、硫酸酸化物、ばいじん等のばい煙やアスベスト[※]等の有害物質の排出、建設工事等から発生する粉じんについて、法律・条例等に基づく規制・指導を継続して進めていきます。また大気の測定結果について公表していきます。

事業内容	担当課
● 工場・事業場等への大気汚染防止に向けた対策の推進	環境政策課
● 大気測定の実施	
● 関係法令に基づく公共施設の解体工事におけるアスベスト飛散防止対策の実施	営繕課
● 建築・解体工事における粉じんの飛散防止の指導	環境政策課

◆環境指標

環境指標	基準値	現状	目標値
二酸化窒素(NO ₂)の環境基準 ^{※1} の年間未達成日数	1日 (平成26年度)	0日 (令和元年度)	0日 (令和7年度)
浮遊粒子状物質(SPM) ^{※2} の環境基準 ^{※3} の年間未達成状況	0日、0時間 (平成26年度)	0日、0時間 (令和元年度)	0日、0時間 (令和7年度)
微小粒子状物質(PM2.5) ^{※3} の環境基準 ^{※4} の年間未達成状況 (1日平均を確認)【参考指標】	0日 (平成26年度)	0日 (令和元年度)	0日 (令和7年度)

※1 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppm内又はそれ以下であること。
※2 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。
※3 微小粒子状物質については、冬季に1週間の連続した測定を、3地点において実施。
※4 1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 燃焼設備の保守・管理を徹底し、大気汚染の防止に努めます。**事業者**
- 粉じんや廃棄物に含まれる有害物質が、周囲に飛散しないよう十分配慮するとともに、適切に保管・廃棄します。**事業者**
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用するとともに、近くの場所へは自転車や徒歩での移動を心がけるようにします。**市民**

【環境指標】

施策（取組）の成果を把握するための指標です。基準値と目標を具体的な数値で示しています。

なお、基準値と目標の年次の記載では、西暦を省略しています。

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

より良い環境の保全・回復・創出は、市の取組のみで実現できるものではないため、それぞれの施策において各主体に期待される役割や取り組んでいただきたい行動・活動などを例示的に示しています。

【コラム】

必要に応じ、新しい概念や言葉、調布市の取組などを説明するコラムを掲載しています。

3. 1 基本目標1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち

方針1-(1) 緑と水の保全・再生

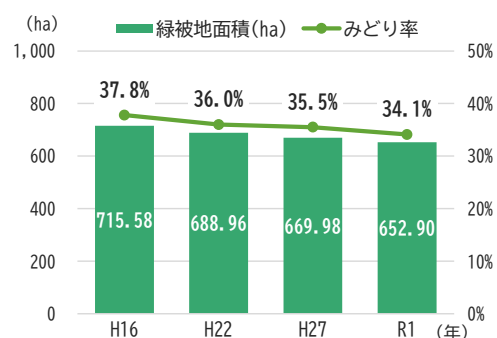
施策1-① 緑の保全



◆現状と課題

■現状

- 調布市においては、国分寺崖線、布田崖線、仙川崖線の緑豊かな斜面が緑の骨格を形成しています。中でも深大寺・佐須地域では、生産緑地[§]に指定されている市街化区域内農地が多く、国分寺崖線の雑木林と田畑が一体となって残されているほか、社寺林、屋敷林等も点在しています。
- 市内を流れる多摩川、野川、仙川などの河川に沿って河川敷の緑（草地）が連続しており、自然豊かな水辺空間を提供しています。
- 令和元(2019)年度の調査における調布市のみどり率は34.1%であり、近隣市と比べて比較的緑が残されています。しかし、みどり率は平成27(2015)年度から1.4ポイント低下しており、減少著しい都市農地をはじめ、住宅・事務所等の植栽、民間施設の緑といった民有地の緑が減少しています。
- 調布市は、「調布市緑の基本計画」に基づく緑のまちづくりを進めており、崖線や雑木林の公有化、特別緑地保全地区制度の活用などによって、市民団体等の協力を得ながら、緑の保全・維持管理に取り組んでいます。また、「調布市ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金」を、自然環境等の保全及び育成、地球環境保全に資する取組に活用しています。
- 東京都と市区町村が合同で令和2(2020)年7月に改定した「緑確保の総合的な方針」においては、将来に引き継ぐべき樹林地や農地の保全の推進や骨格的な緑の充実等を目指し、10年間の期間内に確保することが望ましい緑を明確化しており、調布市においても崖線、農地等の保全を進めていくこととしています。



緑被地面積及びみどり率の推移

出典：「調布市緑に関する実態調査結果」（簡易版），「調布市緑の基本計画」を基に作成

■課題

- 崖線や河川敷などの連続性のあるまとまった緑を保全し、現状の市内の緑を維持していくことが必要です。

◆施策の方向

崖線や河川敷等の連続したまとまりのある緑を適切に維持管理し、市内の自然環境の基盤となる緑を保全します。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 調布を特徴づける緑の保全と維持管理の推進

国分寺崖線・布田崖線・仙川崖線などの崖線の緑、雑木林、社寺林、屋敷林等について、公有化や民有地の借り上げ、地域制緑地制度^Sの積極的な活用等を通じて保全に努めるとともに、市民・市民団体・事業者の自主的な環境保全活動のみならず、各主体との協働に向けた仕組みづくりを検討し、維持管理に取り組みます。

事業内容	担当課
● 崖線樹林地 ^S 等の保全管理 重点事業	緑と公園課
● 社寺林、屋敷林等の保全のための支援	
● 樹林・緑地の維持管理活動支援団体の設立支援・育成	
● 「調布市ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金」への協力呼びかけと効果的活用等の検討	
● 協働による緑の保全のための仕組みづくりの検討 重点事業	緑と公園課・都市計画課
● 地域制緑地制度の活用	
● 雑木林の管理に向けた講座の実施	環境政策課
● 雑木林連絡会の運営支援	緑と公園課
● 崖線樹林地の保全管理計画の策定と見直し 重点事業	
● 市民参加による崖線や緑地の整備・管理	緑と公園課・都市計画課
● 調布市ほっとするふるさとをはぐむ街づくり条例や開発事業指導要綱に基づく緑化の推進	



調布市崖線樹林地保全管理計画
(国分寺崖線入間町2丁目緑地)



調布市ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金パンフレット

■ 湧水・河川等の水辺環境との一体的な保全

水源として機能している湧水や河川等に近接する樹林地等の緑については、河川敷の草地などとの連続性に配慮しながら、水辺環境との一体的な保全に努めます。

事業内容	担当課
● 深大寺・佐須地域における緑と水辺環境の一体的な保全	環境政策課・緑と公園課
● 多摩川・野川クリーン作戦 [§] の実施	環境政策課



野川クリーン作戦

◆ 環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
みどり率 [§]	36.0% (平成22年度)	34.1% (令和元年度)	34.1% (令和7年度)
公共が保全する緑の面積 [※]	146.63ha (平成26年度)	149.27ha (令和元年度)	149.85ha (令和7年度)

※指標の対象となる緑とは、市や東京都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地[§]及び民間が所有する緑地で市が補助対象としている保全地区を指す。

○ 市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 身近にある緑地等での自主的な環境保全活動を通じて、緑豊かな環境づくりに努めます。

市民 市民団体 事業者

施策1-② 水循環の回復と水環境の再生

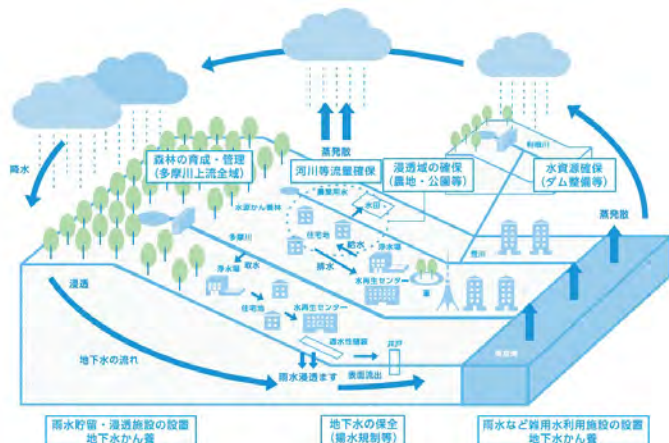
◆現状と課題

■現状

- 平成26(2014)年4月に、水循環に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、「水循環基本法」が公布され、同年7月に施行されました。
- 平成27(2015)年7月に、国の水循環施策の道しるべとなる「水循環基本計画」が閣議決定されました。また、令和2(2020)年6月には、新たな「水循環基本計画」が閣議決定され、流域の様々な主体が連携して水循環の回復に取り組む流域マネジメントや、気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応、健全な水循環に関する普及啓発等を進めていくことが示されました。
- 東京都においては、地下水の保全を図るため、雨水を地下へ浸透させる方法等を定めた「東京都雨水浸透指針」(平成13(2001)年7月)が策定されています。また、総合的な治水対策を一層推進するために、平成26(2014)年6月に「東京都豪雨対策基本方針(改定)」が策定されています。さらに、平成29(2017)年9月に策定した「都市づくりのランドデザイン」において、治水・利水・水環境・水辺空間の創出などの施策に基づき、様々な取組を進めています。
- 崖線下から湧き出す地下水は、市内の中央部を貫流する野川や、東部を流れる野川支流の入間川等の主な水源になっていますが、宅地化が進み水量が減少しています。
- 調布市は、「調布市自然環境の保全等に関する条例」に基づいて、緑の保全、水の循環、地下水・湧水の保全・回復に取り組んでいます。また、「調布市雨水浸透ます^S設置要綱」(平成9(1997)年要綱第27号)を定め、既存住宅への雨水浸透ますの設置促進を図っています。
- 近年、大型の台風や集中豪雨が多発していることから、グリーンインフラの視点を取り入れながら、様々な対策を組み合わせることでまちの雨水浸透能力を高めることが必要とされています。

■課題

- 河川や湧水の保全、雨水浸透の推進などに引き続き取り組み、豊かな水辺環境と健全な水循環を確保する必要があります。



東京の水循環のイメージ
 出典：「都市づくりのランドデザイン」(東京都)

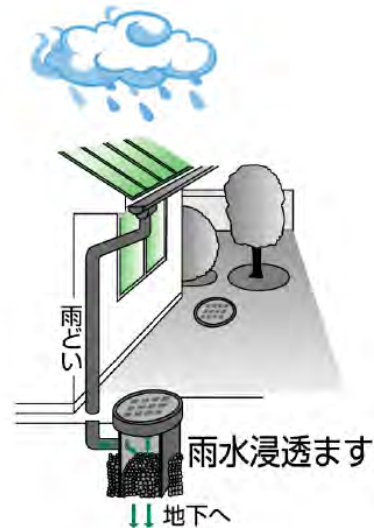
◆施策の方向

河川等の水辺環境の維持管理を推進するとともに、湧水等の水源を確保し、地域の健全な水循環の形成に取り組めます。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■雨水浸透の推進による湧水保全及び河川水源の涵養[§]

公共施設において、雨水浸透ます[§]・浸透トレンチ[§]等の設置や道路等への透水性舗装[§]の採用等により、河川水源となる地下水の涵養を積極的に進めます。また、民間施設においても雨水浸透施設等の設置を進めていきます。



事業内容	担当課
● 雨水浸透施設・雨水貯留施設の設置及び雨水利用の推進 重点事業	下水道課・環境政策課 営繕課
● 歩道への透水性舗装の導入	道路管理課 街づくり事業課
● 湧水調査の実施	環境政策課

■ 健全な水循環の形成に向けた啓発

水循環を流域全体でとらえ、市民・事業者に対して、雨水浸透や節水等の取組の重要性について啓発を図ります。

事業内容	担当課
● 節水や下水に油等を流さないなどの普及啓発	下水道課
● 雨水浸透の重要性に関する普及啓発	環境政策課
● 国分寺崖線の湧水群が持つ魅力の発信	

■ 開発事業等における地下水・湧水保全への配慮

道路建設などの大規模工事による水脈の変化や工事に伴う水質変化の可能性については、事業者による事前評価に対して意見の提出を行い、水量の変化や水質悪化が生じないように配慮します。

事業内容	担当課
● 大規模建設工事等の地下水・湧水への影響に係る事業者による事前評価に対する意見の提出	環境政策課

■ 市民等との協働による水辺環境の維持管理

自然豊かな水辺環境を守り育てるため、市民参加による維持管理に努めます。

事業内容	担当課
● 多摩川・野川クリーン作戦 [※] の実施（再掲）	環境政策課

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
浸透施設等の設置による雨水の浸透能力	66,828 m ³ /h (平成 26 年度)	102,666 m ³ /h (令和元年度)	【H26～R 7の累計】 136,400 m ³ /h (令和7年度)

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 河川や湧水などの貴重な水辺環境をみんなで守り育てます。 市民 市民団体 事業者
- 節水に努めるとともに、雨水浸透や雨水の貯留に協力します。 市民 事業者

【コラム】グリーンインフラ

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

水循環の回復に向け、雨水浸透施設等を整備することに加え、グリーンインフラの視点を踏まえて、雨水の貯留・浸透機能を有する都市農地や緑地の保全、屋上緑化や雨水を一時的に貯めて土に浸み込ませる雨庭の創出などを進めていくことが重要です。



○ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

グリーンインフラの考え方

出典：国土交通省資料



施策1-③

都市農地や里山^S環境の維持・保全

◆現状と課題

■現状

- 国は、都市農業の安定的な継続を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的とし、平成27(2015)年に「都市農業振興基本法」を制定、翌平成28(2016)年5月には都市農業の振興と農地保全に関する国の基本的考え方を示した「都市農業振興基本計画」を策定し、都市農地を「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として位置付けました。
- 平成30(2018)年4月には、住居系用途地域の一類型として「田園住居地域」が創設され、また、令和2(2020)年9月には、農業と調和した良好な住環境を確保するため、新たに地区計画^S農地保全条例制度が創設されました。
- 東京都では、里山保全に関する多種多様な活動情報を、Webサイトを通じてわかりやすく発信し、自然体験活動の促進につなげる「里山へGO！」(森林・緑地保全活動情報センター)の取組を展開しています。
- 多様な生物が生息する身近な自然として、里山が重要な地域となっています。
- 調布市では、崖線の緑などのまとまった自然環境は、土地利用上の制約や法規制によっておおむね保全されています。
- 一方で、営農者の高齢化や後継者不足の影響により、里山環境を構成する都市農地の減少が進んでいます。
- 調布市では、平成26(2014)年3月に「調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画」を策定し、里山環境の保全を進めてきました。また、調布市農業の持続的な振興を推進するとともに、農地の持つ多面的機能の発揮により農地の保全を図り、良好な都市環境の形成に資することができるよう、令和2(2020)年3月に「調布市農業振興計画」を策定しました。同年7月には、深大寺・佐須地域の一部を「農の風景育成地区」に指定し、比較的まとまった農地や屋敷林が残る特色ある風景の保全に向けた取組を進めています。
- 「ちょうふ環境市民会議^S」との協働により、雑木林ボランティア講座^Sを開催し、樹林地の保全に向けた人材の育成に取り組んでいます。

■課題

- 武蔵野の面影を残す里山環境は、調布の大きな特徴であり、将来に向けて維持・保全していく必要があります。



里山の風景

◆施策の方向

貴重な里山[§]環境として、市街化区域内に残された都市農地や樹林地等の維持・保全に向けた取組を推進します。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 様々な制度による都市農地の保全と活用

農家の経営安定化や後継者の育成に資する各種支援制度，都市農地の保全に関する各種制度（新たに創設された特定生産緑地[§]制度，都市農地の貸借の円滑化に関する法律など）を用い，里山環境を構成する貴重な都市農地の保全と活用を進めます。また，体験農園[§]などの充実を図り，市民が農業や市街化区域内に残された都市農地の保全に理解を深める機会を創出していきます。

事業内容	担当課
● 特定生産緑地の指定促進	農政課
● 新たな用途地域である「田園住居地域」指定の研究	都市計画課・農政課 緑と公園課・環境政策課
● 地区計画 [§] など都市計画制度を活用した農地保全制度の研究	
● 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の周知・活用	農政課
● 農業継続のための各種支援・関係機関へのはたらきかけ	
● 多様な農業体験の場（農業体験ファーム，市民農園）の充実	
● 体験農園の開設と市民参加の推進	
● 子どもたちの農業体験・地元食材を使った食育 [§] 等の継続的な実施	農政課・環境政策課 学務課・指導室

■ 里山環境の総合的な維持・保全と活用

雑木林ボランティア講座[§]などの環境学習を通じて調布の環境における里山の重要性の理解促進と，里山環境の保全を図ります。また，里山と私たちの暮らしとの関わりについて学ぶ場として里山を活用していきます。



深大寺・佐須地域の田んぼでの環境学習

事業内容	担当課
● 里山を活かした体験学習プログラムの実施	環境政策課
● 里山に関する環境学習の推進	

■ 深大寺・佐須地域における里山[§]風景の保全と活用

国分寺崖線の緑、崖線由来の湧水を水源とする水路及びそこに沿って広がる田畑などが一体となり、里山の風景が残る深大寺・佐須地域の環境資源について、保全・活用を進めます。

事業内容	担当課
● 深大寺・佐須地域における緑と水辺の一体的な保全（再掲）	環境政策課・緑と公園課
● 深大寺・佐須地域農の風景育成地区における農の風景を継承する取組の推進 重点事業	環境政策課・緑と公園課 農政課
● 生産緑地 [§] の相続等発生時の買取申出に伴う斡旋	農政課
● 新たに創設された都市農地の貸借の円滑化に関する法律の活用促進	

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
生産緑地地区の年間追加指定件数 [※]	7件 (平成30年度)	9件 (令和元年度)	【R元～R4の累計】 20件 (令和4年度)
市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数	5箇所 (平成26年度)	5箇所 (令和元年度)	8箇所 (令和7年度)

※ 調布市基本計画（令和元（2019）年5月）の「まちづくり指標」と同内容としている。当該計画の目標値を変更した際には、連動して目標値を設定するものとする。

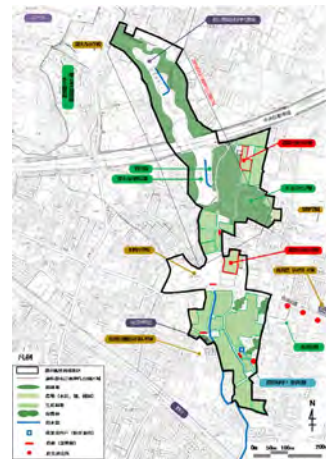
○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 自分たちの暮らしと里山の関係について理解を深め、里山保全等の活動等を通じて、貴重な環境資源である里山を次世代に引き継ぎます。 **市民団体** **事業者**
- 里山環境の維持・保全に向けた取組に協力します。 **市民**

【コラム】 深大寺・佐須地域農の風景育成地区

農の風景育成地区は、農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、東京都と区市町が協力して散在する農地を一体の都市計画公園等として計画決定するなど都市計画制度を積極的に活用して農のある風景を将来に引き継ぐ、東京都独自の制度です。

令和2（2020）年12月現在、世田谷区、練馬区、杉並区、調布市に5地区が指定されており、農地の保全、農地の活用を通じた農業者と地域住民との交流などが進められています。



深大寺・佐須地域農の風景育成地区構想図

方針 1 - (2) 生物多様性の保全・活用

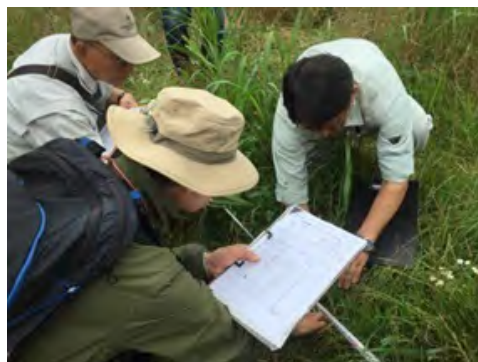


施策 1 - ④ 生物の生息空間の保全

◆現状と課題

■現状

- 生物多様性基本法（平成 20（2008）年制定）に基づき、国が「生物多様性国家戦略 2012 - 2020」を定めて生物多様性保全に向けた取組を進める中、同法第 13 条において地方自治体についても「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならない」と規定されており、その策定等に向けた取組が期待されています。また、令和 2（2020）年から次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討を開始しています。
- 東京都では、平成 24（2012）年に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定しましたが、この計画が令和 2（2020）年に計画期間を終えるため、令和元（2019）年 12 月から生物多様性地域戦略の改定に向けた検討を開始しています。
- 毎年、市が行っている魚類調査では、近年、仙川及び野川でオイカワ、モツゴ、コイ、タモロコ、メダカなどが確認されています。
- 市が平成 23（2011）年度に市内（多摩川、入間樹林、深大寺・佐須地域）の生物多様性調査を実施し、確認できた生きものは、植物 621 種、鳥類 41 種、昆虫 419 種、魚類 26 種でした。この中には、国や都道府県、市区町村などによって「絶滅のおそれのある生物」に選ばれている種が、植物 15 種、鳥類 12 種、昆虫 7 種、魚類 12 種含まれていました。
- 「調布市環境モニター[§]」が実施した多摩川河川敷の植生の定点観察では、在来種[§]の生息を外来種が凌いでいることがわかっています。
- このほか、生物多様性保全の取組の一環として、市民参加のもとで、多摩川河川敷における特定外来生物[§]（植物）の駆除活動を平成 23（2011）年度から年 2 回程度実施しています。



調布市環境モニターによる植生調査

■課題

- 生物多様性の保全に向けて、生物の生息・生育状況に関する情報の蓄積を図りながら、地域の生態系、在来種の保全、生息地を結ぶ生態系ネットワーク[§]の形成を図っていく必要があります。

◆施策の方向

様々な生物の生息空間を保全し、生態系ネットワーク[§]の形成を図るとともに、生物に関する情報の蓄積・活用に取り組みます。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 生物多様性の保全に向けた取組の推進

生物多様性の重要性について市民・事業者の理解向上に努めるとともに、調布市域の生物多様性の保全に向けて、様々な視点から総合的に取り組むため、生物多様性地域戦略の策定を検討します。また、地域の生態系を保全するため、在来種[§]の活用、特定外来生物[§]（植物）への対策を進めます。



多摩川河川敷における
特定外来生物（植物）の駆除活動

事業内容	担当課
● 生物多様性地域戦略の策定の検討	環境政策課
● 公園・緑地の整備・維持管理に当たり在来種を用いた植栽を検討	緑と公園課
● 事業者等と連携した河川敷等での特定外来生物（植物）駆除活動の実施	環境政策課

■ 生態系ネットワークの形成

生きものの生息空間を確保できるよう、近隣自治体や河川管理者等とも連携しながら広域的な生態系ネットワークの形成に努めます。

事業内容	担当課
● 公園等における生物の生息に適した空間の確保	緑と公園課
● 都市計画道路の街路樹等による連続した緑の街並みの創出・保全	街づくり事業課 道路管理課

【コラム】多摩川河川敷における特定外来生物（植物）の駆除活動

調布市内の多摩川河川敷では、地域固有の生態系へ被害を及ぼす恐れのある特定外来生物に指定されているアレチウリ・オオキンケイギク等が確認されています。このため、調布市では、一般社団法人生物多様性保全協会との共催により、市民・企業とともに駆除活動を進めています。



アレチウリ



外来生物の駆除についての
レクチャーの様子

■ 自然環境や生物に関する調査と情報共有

市内に生息・生育する生物について、市民や専門家と協力して調査を進めるとともに、調査により把握した情報を市民、専門家、環境活動団体等と共有し、生物多様性の保全に役立てます。

事業内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境や生物調査の実施・把握と結果の公表 重点事業 ● 生物多様性のための学習・参加の場の提供 	環境政策課
<ul style="list-style-type: none"> ● 国分寺崖線などの崖線緑地における生物の生息・生育に関する環境調査の実施 	緑と公園課

■ 危険な外来生物や害獣等の情報提供

生態系や市民の健康、農業等に害を及ぼす恐れのある危険な外来生物や害獣等に関する市民への情報提供及び駆除等の対策を、国や東京都と連携して進めます。

事業内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 危険な外来生物や害獣等に関する情報提供及び対策 	環境政策課

◆ 環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
自然環境調査の実施回数	7回 ^{※1} (平成26年度)	【H28～R元の累計】 23回 (4回 ^{※2}) (令和元年度)	【H28～R7の累計】 63回 (令和7年度)
特定外来生物 [§] (植物)駆除活動対象面積	875㎡/回 (平成26年度)	【H28～R元の累計】 7,000㎡ (1,750㎡ ^{※3}) (令和元年度)	【H28～R7の累計】 17,500㎡ (令和7年度)

※1 おおむね3年に1回実施する湧水調査を含む。

※2 令和元年度の実施回数

※3 令和元年度の対象面積



○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 里山[§]や水辺に生息・生育する動植物を大切にします。 市民 市民団体 事業者
- 生態系に影響のある特定外来生物(植物)の駆除活動に協力します。 市民 市民団体 事業者

【コラム】生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことをいいます。

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

<p>生態系の多様性 森林、里地里山[※]、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があること</p> 	<p>種の多様性 動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいること</p> 	<p>遺伝子の多様性 同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があること</p> 
---	--	--

3つのレベルの生物多様性

(環境省ホームページを参考に作成)

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられているとされます。

一人一人が生物多様性との関わりを日常の暮らしの中でとらえ、実感し、身近なところから行動することが、生物多様性を守るための第一歩です。「地元でとれた旬のものを食べる」、「動物園・植物園などを訪ね、自然や生きものにふれる」、「エコマークなどが付いた環境にやさしい商品を選んで買う」といった行動が、生物多様性を守ることに繋がります。

<p>生きものがうみだす大気と水 (基盤サービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸素の供給 ・気温、湿度の調節 ・水や栄養塩の循環 ・豊かな土壌 	<p>暮らしの基礎 (供給サービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食べ物 ・医薬品 ・バイオミミクリー（生物模倣） ・木材 ・品種改良
<p>文化の多様性を支える (文化的サービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域性豊かな文化 ・自然と共生してきた知恵と伝統 	<p>自然に守られる私たちの暮らし (調整サービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マングローブやサンゴ礁による津波の軽減 ・山地災害、土壌流出の軽減

生態系からの恵み（生態系サービス）

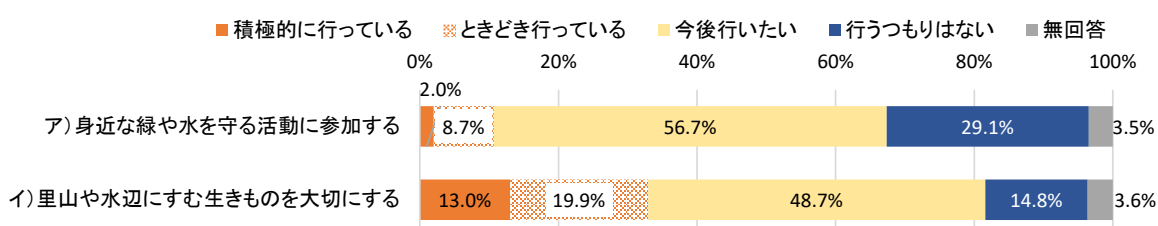
(環境省ホームページを参考に作成)

施策1-⑤ 多様な自然環境の活用

◆現状と課題

■現状

- 調布市は、都心近くに位置しながら、多摩川、野川などの河川や崖線沿いの湧水、深大寺・佐須地域の樹林地など豊かな自然環境を有しています。
- 環境保全のための環境学習施設として、平成22(2010)年度に開設した「調布市多摩川自然情報館」では、子どもから大人まで楽しめる展示や月替わりプログラム、月別イベントを開催しています。
- また、市内の自然環境の再発見と、生物多様性への理解を深める目的で、「調布市いきものフォトコンテスト 感じよう！生物多様性」を平成22(2010)年度から毎年開催しています。
- このほかにも、深大寺自然広場、都立神代植物公園、同植物公園植物多様性センターなど、自然に親しみながら学習できる施設が充実しています。
- また、調布市は、「ちょうふ環境市民会議[§]」と連携して「調布がいせんウォーク」を開催するなど、市民が身近な自然環境を知ることのできる情報や機会の提供に努めています。
- 令和元(2019)年度に実施した「調布市環境基本計画の中間見直し等に関する市民アンケート調査」(以下「令和元(2019)年度市民アンケート調査」という。)の結果では、里山[§]や水辺にすむ生きものを大切にすることを意識している人の割合は3割程度いるものの、身近な緑と水を守る活動に参加していると回答した割合は1割程度と低い状況です。



環境に配慮した行動への取組状況(令和元(2019)年度市民アンケート調査より)

■課題

- 市民にとって、緑や水とのふれあいの場所や機会が十分に認知されていないことが考えられることから、身近な環境や、調布の特徴である豊かな自然環境を楽しく学ぶことのできる場や機会に関する情報提供等の充実を図っていくことが必要です。



多摩川での自然体験などを行う「水辺の楽校[§]」の活動

◆施策の方向

生物多様性に富んだ優れた自然に関する情報を市民に提供するとともに、市民の環境学習の場として活用します。

◆施策（取組）の内容と主な事業

■ 緑や水辺環境におけるふれあい学習の推進

市民団体や事業者が主体となった取組を促進し、緑や水辺を、豊かな生態系にふれあえる自然体験型の環境学習の場として活用します。

事業内容	担当課
● 湧水・樹林地等における自然観察会の実施	環境政策課
● 調布水辺の楽校 ⁸ の実施	
● 調布こどもエコクラブの実施	

■ 自然環境の活用

多摩川・野川等の河川をはじめとする市内の身近な水辺環境や深大寺・佐須地域等の自然資源[※]を環境学習等に活用します。

※ 自然資源とは、崖線・里山⁸・公園などの緑、水及びそこに生育する生きもののことを指します。

事業内容	担当課
● 自然環境マップの作成・配布	環境政策課
● 深大寺・佐須地域における農の風景を紹介するパンフレット等の作成	環境政策課・緑と公園課

◆環境指標

環境指標	基準値	現況	目標値
自然体験学習の参加人数	877人 (平成26年度)	【H28～R元の累計】 5,032人 (1,862人 [※]) (令和元年度)	【H28～R7の累計】 9,000人 (令和7年度)

※ 令和元年度の参加人数

○市民・市民団体・事業者に期待される役割

- 調布の豊かな自然環境である緑や水辺に親しみます。
- 緑や水辺環境を活用して環境を学習する子どもたちへの支援や協力をします。

市民 市民団体 事業者

市民 市民団体 事業者